



30文総総第882号

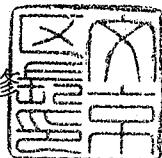
平成30年11月12日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

会長 内山忠明様



文京区長 成澤廣修



平成30年度諮問第2号

文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第15条の3第2号及び第14条第2項第4号の規定により、下記のとおり諮問する。

記

1 諒問事項

母子保健システム導入に伴う収集禁止とされている個人情報の電子計算組織への記録及び個人情報の目的外利用について

2 諒問の趣旨

保健サービスセンターでは、対象となる妊産婦・未就学の乳幼児及びその家族に関する様々な情報を取り扱っているが、その中で、相談事業等を通じて、思想、信条、宗教、犯罪歴といった、個人情報保護条例第7条本文に規定する個人情報（以下「収集禁止事項」という。）を収集している。

母子保健システムを導入するに当たっては、収集禁止事項もシステムに記録することになるため、個人情報保護条例第15条の3第2号の規定に基づき、貴審議会のご意見をお伺いする。

あわせて、母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものであるとされ、厚生労働省から、母子保健分野における児童虐待の発生予防・早期発見のための取組として、予防接種を受けていない家庭に対する受診勧奨を行い、子どもや家庭の状況の把握に努めることが示された。

予防接種の受診状況については、原則として、健診時等に母子手帳の提示をもって確認を行うが、健診拒否等により受診状況が確認できない場合、予防接種管理システムの情報を活用する必要がある。これは、個人情報保護条例第14条第1号に規定する個人情報の目的外利用に該当するため、同条第2項第4号の規定に基づき、保有する個人情報を本人の同意を得ないで目的外利用することについて、貴審議会のご意見をお伺いする。